

【注意事項】 手続きのお申し込み前に必ずお読みください

解約について

「解約」とは、楽天モバイル通信サービスを解除することで、利用権が消滅することをいいます。

1. 解約手続きの都合上、解約日から3日程度、使用できることがございます。その後、ご利用できなくなりますが、利用可能期間中の通話料金及びSMS通信料金は発生いたします。また解約の際には手数料は必要ありません。
2. 解約後に再び新規契約されても解約前の利用期間は引き継ぎません。
3. ご契約者様が生前にご利用になった未払い料金がある場合は、早期にご精算ください。
※お支払いいただけない場合には、相続放棄証明の書類をご提出いただく必要があります。
4. 逝去解約のお手続きは、原則二親等以内の方または高齢者等終身サポート事業者の方からのお申し出に限り受け付けております。二親等以内の方がいない場合は、弁護士など代理人による申請を受け付けます。高齢者等終身サポート事業者の方は、法人登記簿及び逝去に伴う携帯電話の解約の委託事務ができる旨を逝去人と結んだことが確認できる契約書も同封してください。
5. 相続放棄人からの申請は受け付けられません。

名義変更について

「名義変更」とは、楽天モバイル通信サービスを継続し、利用権を承継することをいいます。

1. 名義変更手続きの都合上、書面受領後から処理完了まで概ね10営業日程度お時間を頂戴いたします。
2. 変更手続き完了のご連絡は行っておりません。書面に不備がある場合のみご申告者様にご連絡いたします。
3. メールアドレスはご申告者様欄に記載のものへと変更いたします。変更されたメールアドレスを使用してパスワードリセットを実施の上、メンバーズステーションへログインして下さい。
4. ご連絡先電話番号や住所、お支払い方法の変更は、名義変更後にメンバーズステーションよりお手続きください。
5. ご契約者様が生前にご利用になった未払い料金がある場合は、早期にご精算ください。
※お支払いいただけない場合には、利用権を承継することはできかねます。

解約の受付期間について

1. 楽天モバイルの解約締日は毎月15日となっております。必要書類の受領を以って解約手続きを行います。解約手続きの都合上、当月中にご解約希望のお客様は、15日弊社必着になるよう通知書・必要添付書類をご提出ください。
2. 16日以降弊社着で通知書をご提出頂いた場合、或いは15日までに提出頂いた書類に不備・不足があった場合は、翌月以降のご解約処理となります。
3. 解約手続きの完了時と書類に不備がある場合は、ご申告者様にメールでご連絡いたします。

楽天モバイル解約後のご案内について

1. 楽天モバイル サービスに関するご案内は、解約受付時のお客様情報を利用いたします。
2. 上記1に係わるお客様情報は本目的のみに利用し、当社が別途定める期間を過ぎましたら直ちに削除いたします。

本人確認書類（ご申告者様ご本人のもの）

ご申告者様は、下記いずれかの書類のコピーを同封してください。

運転免許証	公安委員会発行のもの ※画像は記載情報、顔写真、公安印が鮮明に写っていることをご確認ください。※裏面のコピーも必要です。
運転経歴証明書	公安委員会発行のもの ※画像は記載情報、顔写真、公安印が鮮明に写っていることをご確認ください。※裏面のコピーも必要です。 ※交付年月日が平成24年4月1日以降のもの。
マイナンバーカード （個人番号カード）	表面（顔写真が確認できる面）のコピーのみご提出が必要です。 ※裏面のコピーが送付された場合、弊社にて書類の破棄を行います。表面のコピーのみ、再度ご提出をお願いいたします。 マイナンバー通知カードは公的書類として受け付けできません。
精神障がい者 保健福祉手帳	表面のコピーのご提出が必要です。 ※画像は記載情報が鮮明に写っていること、有効期限内であることをご確認ください。
療育手帳	顔写真の記載面のコピーのご提出が必要です。 ※画像は記載情報が鮮明に写っていること、有効期限内であることをご確認ください。

上記をお持ちでない場合、下記のいずれか1点と、補助書類のコピーを併せてご確認のうえご送付ください。

健康保険証	カード型の健康保険証の場合、裏面に住所が記載されているかご確認の上ご送付ください。紙型の保険証の場合、被扶養者ご自身の氏名が記載されている部分もコピーしご送付ください。 令和2年10月1日施行の健康保険法改正に基づき、「記号」「番号」「保険者番号」情報のマスキング処理（付箋などで隠す、塗りつぶす等）を行った状態でコピーしてください。※裏面のコピーも必要です。
日本国パスポート	所持人記入欄に氏名、生年月日が記入されていることをご確認ください。 ※画像は記載情報、顔写真が鮮明に写っていること、有効期限内であることをご確認ください。
住民基本台帳カード	住所記載があるもの ※裏面のコピーも必要です。
身体障がい者手帳	表面のコピーのご提出が必要です。※画像は記載情報が鮮明に写っていることをご確認ください。

補助書類

公共料金の請求書・領収書 （電気・都市ガス・水道）	現住所の建物名や部屋番号等まで正しく記載があり、発行日より3カ月以内のもの。 インターネットからプリントアウトした請求書・明細書は受け付けできません。 公共料金の延納に関する督促状は受け付けできません。
住民票	発行から3カ月以内のもの。住民票を取得する際には、マイナンバー（個人番号）の記載がないものを準備してください。※本籍地、マイナンバー（個人番号）が記載されている場合、これらを隠したものをご送付ください。

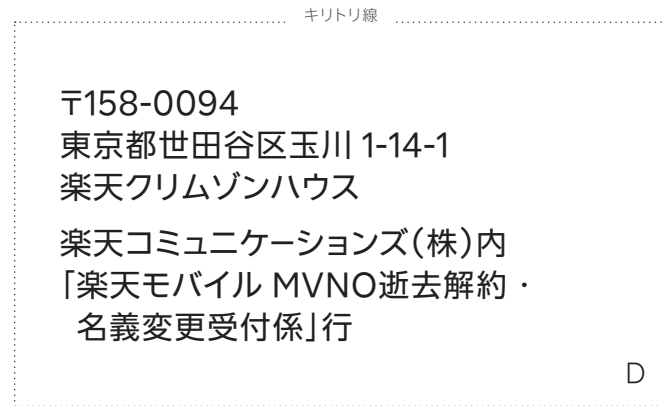
※ご申告者様が高齢者等終身サポート事業者の場合

法人登記簿	書類の一部ではなく、全ページのコピーをご送付ください。
-------	-----------------------------

提出書類の郵送方法

申請書を作成し、提出書類の準備ができましたら、
以下の【書類送付先】を切り取って、封筒にのり付けしてください。

【書類送付先】



【貼り付けイメージ】

